



医療的ケアってどういうこと？



A. 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為のことだよ。

「医療的ケア」っていうのは、日常生活上必要不可欠な生活援助行為としての医療行為であって、長年に渡り継続的に必要とされるケアのことを言うよ。

例えば、呼吸することが困難な人のための人工呼吸器の管理、酸素療法の機器の管理、気管切開部の管理、吸入を行っている人のお世話、導尿などが医療的ケアになるよ。痰の吸引と経管栄養、胃ろう・腸ろう以外は、看護職員さんのお仕事になるんだ。

こういった医療的行為が必要な子どもを指して、医療的ケア児、というよ。車椅子やストレッチャーに乗っているだけでは、医療的ケア児、とは呼ばないんだね。

2012年度から、[社会福祉士及び介護福祉士法](#)の一部が改正されて、介護福祉士が行う「介護」の範囲内に「喀痰吸引等、日常生活を営むのに必要な行為で、医師の指示のもとに行われるもの」が追加されたんだ。

「介護」を行っているのは介護福祉士だけではないので、広く「介護福祉士等」を対象に、国は研修受講など一定の条件のもとに喀痰吸引等を認めることになったんだ。

第1号研修、第2号研修、第3号研修の3つがあるよ。

第1号研修は、不特定多数の必要者に、口腔内、鼻腔内、気管カニューレからの喀痰吸引、と経鼻と胃ろう又は腸ろうからの経管栄養を認めるよ。

第2号研修は、不特定多数の必要者に、口腔内、鼻腔内、気管カニューレからの喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうからの経管栄養のうち、**実地研修を受けた特定の行為のみ**認めるよ。

第3号研修は、特定の必要者のために、個別に特定の吸引や経管を認めているよ。

この喀痰吸引や経管栄養を行うことができる人を、認定特定行為業務従事者、と呼ぶよ。そして、喀痰吸引や経管栄養が出来る場所を指して、登録特定行為事業者、というよ。どちらも都道府県の認定・登録が必要なんだ。

第1号、第2号研修を修了したとしても、内容は基礎的な医学知識や一般的な手法がほとんどだし、実地研修も多くは高齢者が対象なんだね。

会話が困難な重症心身障害児・者や難病の人工呼吸器装着児・者には簡単には対応できないんだ。

実際にそういった児・者に対して医療的ケアをする場合には、あらためて第3号研修のような個別な研修が必要不可欠なのではないか、とされているんだ。

それだったら、第3号研修だけで十分じゃないか、という話はそう簡単でもないんだ。
第3号研修では、「～さんの口腔内吸引」とか「～くんの胃ろうからの経管栄養」っていうように、それぞれ個別に認定が必要で、医療的行為が必要な人が増えるたびにその都度、認定を受けなければならないんだ。
その上、講義や実習の時間が絶対的に足りないように思えるんだ。

口腔内吸引や胃ろうからの経管栄養などは、個人差が比較的小さい行為なんだね。
「口腔内吸引については、ある程度なら誰にでもできるよ」という経験の積み重ねの上に立つキャリアを構成できにくいんだ。
第3号研修は、緊急的に吸引可能な職員を作るのには向いているけど、長い目で見てきちんとした技術を構築するには、あまり向いていないように思うんだ。

「医療的ケア児の支援体制強化」が改正[児童福祉法](#)に位置付けられたよ。
国は自治体に、都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築を行う等の取り組みを求めているんだ。
でも、医療的ケア児が安心して通える場所が、まだまだ少ない現状があるんだ。

事業所は、通いたいという相談があったときに、まずは安易に断らない勇気を持ってほしいと思う。
受け入れるためにはどうしたらいいか、[自立支援協議会](#)等で議題として取り上げてほしいんだ。
[放課後等デイサービス](#)全体でいっしょに考えていかなければいけないことなんだよ。

医療的ケア児も、いずれ18歳以上の医療的ケア者になっていくよ。
そうであっても、医療的ケアが必要な人が、安心して必要な支援を受け続けられるようにしなければいけないはずだね。
医療的ケアなんて当然やるよ、という世の中を作りたいものだね。

[《MENU》](#)

[《LDってどういうもの？》](#)

[《上限管理ってどういうこと？》](#)

2020-12-20 掲載